

福島大学オープンアクセス方針

令和5年1月16日 役員会決定

(趣旨)

- 1 福島大学（以下「本学」という。）は、本学における研究成果を広く学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学に在籍する教員の研究成果（以下「研究成果」という。）を、以下のいずれかの方法によって、広く無償で公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。
 - (1) 福島大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）への登録
 - (2) その他当該論文の著者が選択する方法

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由で研究成果の公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 教員は、研究成果をリポジトリで公開することを選択した場合は、できるだけすみやかにリポジトリへの登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に無償で提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「福島大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、別に定める。